



指定統計第2号

昭和29年事業所統計調査

調査票乙

7月1日

総理府統計局

※都道府県名	
※市区町村番号	
※調査区番号	
※事業所番号	
※調査番号	

この調査は、統計法に基づいて行われるもので、個々の調査票は課税、労働関係法規違反の摘発など統計以外の目的に使うことはできません。

# 産業分類番号		
大	中	小
K		

※1 事業所の称							
※2 事業所の所在地	市 郡			区 町 村		番 地	
※3 事業の組織	(1)個人	(2)法人	(3)法人でな た、団体	(4)公 営	※4 本所の別	(1)本 所	(2)支 所
※5 種類別 従業者数	(1)会社または 団体の役員	(2)個人業主	(3)家 族従業者	(4)常 雇業者	(5)臨時または日 雇の従業者	計	
※6 事業の 内容							

調査員記入欄	調査員は調査の際、給与についての帳簿があるかないかを事業主に聞いて該当の□内に✓印をつけて下さい。					有□ 無□
◎常雇の従業者 7の現金給与および現物給与	(1) 5月1ヵ月分の現金給与				(2) 5月1ヵ月分の現物で支給した食料の見積額	
	人員	総 額	きまつて (1)支給する分	特別に支 (2)払われた分	総 額	
	総 数	人	円	円	円	
	通 勤 者	人	円	円	円	
住 込 者	人	円	円	円		
旅館、洗張、洗濯、理髪、美容、浴場業に限り「通勤」と「住込」に分けて記入して下さい。						

次の事項は、事業主が記入して下さい。

記入する前に裏面の記入方をよく読んで下さい。

(この調査票は統計を作成するためにのみ使われるもので税金とは全然関係がありませんから、ありのままを記入して下さい。)

事業主記入欄		
8 最近1カ年間の 事業総収入	(1) 収入総額 (営業によつて得る一切の収入です。)	円
	(2) 取 入 の 総 額 も	
	(イ) 修繕料、加工料、技術料、手数料、宿泊料、入場料など顧客から受取つた料金収入の総額 (純益だけでなく総収入額です。)	円
	(ロ) 上記(イ)以外に別に物品販売などを営んでいる場合の商品売上高その他の収入の総額	円
事業を始めてから1カ 年未済の場合は、その 月数を下欄に記入して 下さい。 (月 日)	(3) 以上の収入額の記入は、全部帳簿によつたか、全部見積によつたか、或は帳簿と見積の両方によつたかで区別して該当の□内に✓印をつけて下さい。 帳簿によつた□ 見積によつた□ 帳簿と見積によつた□	
備 考		

市区町村 長 印	調 査 員 印	事 業 主 印
-------------	------------	------------

注意 (1) ※印の欄は、市区町村長が記入する。

(2) ◎印の欄は、調査員が記入する。

(3) #印の欄は、総理府統計局で記入する。

昭和29年事業所統計調査についてのお願ひ

総 理 府 統 計 局

政府は、7月1日を期して全国一せいに全産業にわたる事業所統計調査を行いました。その一部として更にこの調査を行うことになりました。この調査は統計法に基いて行われるもので、調査票を統計以外の目的のために使用したり、その内容を外部にもらしたりするようなことは絶対に禁じられています。また調査を受ける事業主としても必ず真実の申告をしなければならぬことに定められていますから、皆様方の御協力を切に願ひします。

皆様のところへお伺いする調査員は、必ず調査員証をもつており、秘密をもらすことは絶対にできないことになっていますから安心してお話しを願ひします。

この調査票のうち、事業主に記入していただくのは「8 最近1カ年間の事業総収入」だけです。以下の記入方をよく読んで、判らないことは調査員と相談の上、間違ひのないように記入して下さい。

なお記入が終つたら調査票下欄の「事業主印」の欄になつ押し、調査員が収集めに伺ひました際に渡して下さい。

調 査 票 乙 の 記 入 方

一 般 的 注 意

- 1 青または黒インクで記入して下さい。
- 2 数字はすべて1.2.3のように算用数字を用いて下さい。
- 3 記入する数字のない欄は、すべて0と書いて下さい。

8 最近1カ年間の事業総収入

昨年7月から本年6月までの1カ年間における、営業によつて得た一切の現金収入の総額を記入して下さい。総収入ですら営業利益やいわゆる所得と間違へないで下さい。

また事業総収入といつてもその事業所だけの分であつて、企業全体の分とは限らないから、別の場所にある支店や出張所の分は含めないで下さい。なお、その事業所が支店や出張所などで、そこだけの収入が判らない場合には、本社、本店などに問い合わせを記入して下さい。

法人の場合には決算済の最近の決算期日からさかのぼる一カ年間の分を決算書に基いて記入して下さい。

また事業を始めてから一カ年未満の場合は、その期間の総収入をいい、その月数を()カ月分の箇所に記入して下さい。

収 入 総 額

営業によつて得る収入とは下記のようなものですから、まず、これらの総額を「(1)収入総額」の欄に記入して下さい。

料金収入の総額 (2)の(1)欄に当るもの

顧客のもつてに応じて種々の便宜を与えることによつて顧客から受取る料金収入(下記の例示のような)の総額です。従つて、これは遊興飲食税、入場料などの間接税も含めた金額です。

また事業主が受取つたサービス料、茶代、心付、チップなどは、その一部を従業者に支給するものでも総額を一応ここに含めて下さい。

- (例) ○旅館.....宿泊料
 ○理髪店、パーマメント店.....理髪料、パーマメント料、結髪料
 ○クリーニング業、染物店.....クリーニング料、染物料、洗張料
 ○浴場.....入浴料
 ○靴、時計、自転車、自動車、その他各種の修理業.....修繕料
 ○和洋服仕立業(材料客持).....洋服修理工、裁縫料、仕立直し料
 ○菓子加工業、麵類加工業.....加工料
 ○自転車預り業、貸自転車業.....預り料、賃貸料
 ○映画館、劇場、パチンコ屋、ダンスホール、その他各種の娯楽場.....入場料、遊戯料
 ○広告業、看板屋.....広告料、手数料
 ○派出婦会、看護婦会.....斡旋手数料(看護婦などから受取る室料を含む)
 ○置屋.....業主の受取り分となる花代(抱芸妓から受取る看板料や食費などを含む)
 ○特飲店.....業主の受取り分となる玉代(女給から受取る食費、部屋代、家具などの賃貸料を含む)

商品売上高その他の収入 (2)の(2)欄に当るもの

上記の営業以外に物品販売や土地家屋の賃貸などを兼営している場合は、その商品売上高(消費税を含んだもの)や、その他の収入を記入して下さい。たとえば

- 時計修理店で、煙草小売をしている場合の売上収入
- 旅館の中の売店で、土産品を売っている場合の売上収入
- 映画館や劇場などで、その中の売店に場所を貸している場合の家賃収入 などのようなものです。

営業によつて得る収入に含めないもの

下記のような収入があつても収入総額には含めないで下さい。

- 1 上記の営業以外に農林水産業を兼営している場合、その収穫物の販売収入。
- 2 営業として行つていない財産運用による地代、家賃、利子、配当金などの財産収入や、什器、家屋などの財産売却による収入。
- 3 業主が、営業のほか、他の事業所に雇われて得る勤労収入。
- 4 業主の家族で、業主の営む家業に従事していない者が他から得る収入。